

1 運賃及び料金

(1) 時間制運賃

イ 大型車

初乗運賃	最初の30分又は走行7.5キロメートルまで	3,810円
加算運賃	A 8時間又は走行120キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	3,190円
	B Aを超え16時間又は走行240キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	2,730円
	C Bを超え24時間又は走行360キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	2,270円
	D 24時間又は走行360キロメートルを超えたとき 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	2,110円

ロ 中型車

初乗運賃	最初の30分又は走行7.5キロメートルまで	2,940円
加算運賃	A 8時間又は走行120キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	2,580円
	B Aを超え16時間又は走行240キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	2,160円
	C Bを超え24時間又は走行360キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	1,910円
	D 24時間又は走行360キロメートルを超えたとき 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	1,800円

ハ 小型車

初乗運賃	最初の30分又は走行7.5キロメートルまで	2,270円
加算運賃	A 8時間又は走行120キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	2,080円
	B Aを超え16時間又は走行240キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	1,710円
	C Bを超え24時間又は走行360キロメートルまで 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	1,600円
	D 24時間又は走行360キロメートルを超えたとき 30分又は走行7.5キロメートルまでを増すごとに	1,520円

(2) 貸切制運賃

イ 大型車	1日8時間又は走行120キロメートル	43,780円
ロ 中型車	1日8時間又は走行120キロメートル	38,110円
ハ 小型車	1日8時間又は走行120キロメートル	33,160円

ただし、規定の時間又は走行距離を超過した分については、時間制加算運賃B以後を適用すること。

2 実費負担

有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料、その他特別な負担を求められた場合の実費は、利用者の負担とする。

3 適用方

(1) 車種区分

車種区分は次によること

イ 大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車
ロ 中型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち、自動車の長さが4.6メートル以上のもの。
ハ 小型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち、自動車の長さが4.6メートル未満のもの及び軽自動車。

(2) この運賃は、寝台専用の固定した設備を有する車両に適用する。

(3) この運賃による時間又は走行距離の算定は、車両又は営業所若しくは駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わって帰着するまでの時間又は走行距離によること。

ただし、運転者、車両又は道路等の都合により帰着時間又は走行距離が延長したときがあっても、通常帰着できる時間又は走行距離により算定すること。

(4) 走行距離の算出は、走行距離積算計によること。

(5) 運賃の算出は、一契約ごとに時間又は走行距離のいずれか高額のものとする。

なお、加算運賃の計算方法は各区分ごとに行ないその合算額とする。

(6) 貸切制運賃は、事前に1ヵ月以上におたる契約がある場合で、7時から19時までの時間帯に適用する。

4 適用する営業区域

東京都(島しょを除く)のうち、現に認可を受けている営業区域